

地域経済をリードする産業栽培メディア!!

# Monthly コロンパス

QRコード対応  
WEB電話帳付き

2006  
2  
FEB.  
680円

ビジネスの新大陸を発見!! COLUMBUS

HOT angle 3月16日、アジア経済のハブ空港を目指しテイクオフ!!

## 「新北九州空港」開港直前!!



ネットアンテナショップ「コロンパス・ハウス」  
24時間営業中  
■1日60万人がアクセスするWeb版「スポーツ報知」とリンク!!  
<http://www.npo-furusato.or.jp/>  
■Web版「スポーツ報知」のトップページ「ふるさと情報便」をクリック!!  
<http://www.yomiuri.co.jp/hochi>

◆早北洋輔  
インタビュー/増田英樹(元・オムロン執行役員副社長)  
**浮き彫りになってきた中国における市場経済の労使問題**  
ゲスト/安室憲一(兵庫県立大学教授)  
◆編集長インタビュー/コロンパス特選銘柄「キャンパス衛星」で中小企業を元気に!!  
ゲスト/中須賀 真一(東京大学航空宇宙工学専攻教授)  
◆企業探検家・野長瀬裕二が行く!!  
**モノづくりの活路は地域ニーズにあり**  
ゲスト/黒田 孝(NECパーソナルプロダクツ(株)執行役員)  
◆トップ会計人 落合孝裕(税理士)  
**「小金持ち」は保有財産の価値を把握すべし!!**  
◆景気予報 地域経済のキーマンに聞きました!!

◆聞き手  
本誌編集長 池田信乃  
(社・行楽国産会理事  
兼事務局長)  
**地回り  
経済対談**  
●ゲスト 國松善次  
(品質保証)

ふるさとお国自慢シリーズ  
**山梨県東京事務所**

# トップ会計人

## 「小金持ち」に「相続税」のことをもっと知ってもらいたい!!

「自分は庶民」と思っている人でも、資産を勘定してみたら、「小金持ち」になることも。こんなとき相続税は一体どうするのか。「小金持ちのための相続・相続税対策」の著者で税理士の落合孝裕氏に聞いてみた。



落合孝裕 (おちあい・たかひろ)  
税理士、CFP

1961年東京生まれ。83年横浜国立大学卒。大手食品メーカー退職後、91年税理士登録。96年開業。資産家向けの資産税、中小企業向けの会計・税務が専門

**コンサルタントとの意義が問われている**  
「小金持ちのための相続・相続税対策」という本を出版され、その反響がビックリされたというのですが、中流が多いといわれている日本で、1〜2億円の資産を

持っているいわゆる「小金持ち」の人は多いのでしょうか。落合孝裕・税理士 結論からいうと多いと思います。中流といわれる方は、大なり小なり土地・建物や株式といった資産を持っていることが多いです。で、むかし買ったその資産がヒョンなことでも価値

が上がったら、「小金持ち」になる可能性があるのです。プチ資産家やミニ資産家というのにもヘンなので、タイトルを「小金持ち」としました。ですから、中流の生活をしている人こそ、自分の保有財産の価値がどれくらいあるのかを知っておく必要があります。なるほど、たしかに、株式投資などで、「小金持ち」になれるチャンスはありますね。とはいえ、「小金持ち」になったからといっても、相続税とはつながらない気がしますが

落合 たしかに、日本で相続税を申告しているのは、年間で亡くなる約100万人のうち、わずかに4〜5万人のみです。5〜10億円の財産を持っている人がじくれば、かなりの額を納める必要がありますが、数千円円の財産なら、ほとんど無関係です。しかし、1〜2億円規模の「小金持ち」は潜在的に多く、この層は相続税を意識しておいたほうがよいでしょう。それでも、まわりに相談しにくい内容ですよ

の価値に対して相続税がかかるというわけです。

―「小金持ち」も節税を意図した方がいのでしょうか。

落合 墓場までお金を持っていくわけではありませんから、家族のために有効にお金を使い切った方がいいかもしれません。そこで、有効なのが「生前贈与」です。これなら年間で110万円までの贈与は非課税です。

また、おもしろい制度に「相続時精算課税」というのがあります。これは平成15年にできた制度で、累計2500万円までの生前贈与については、贈与税がゼロになります。とはいえ、相続するときにはさかのぼって相続税を「精算」する必要があるので。

―それでは、特別「お徳」というわけではないですね。

落合 はい。結果的には、得にも損にもなりません。だから、税理士からは意味がない制度だという批判、意見も多いようです。ところが、調べてみると、平成16年には8万4000件も申告がありました。住宅メーカーが積極的に適用を勧めていたように思います。親から子に贈与する財産が「マイホームの取得資金」の場合、特別



控除額がさらに1000万円増えるからです。平成19年12月末まで。

―マイホーム購入資金と相続税対策の「一石二鳥」といわけですか。

落合 はい。大手食品メーカーでルートセールスをしていました。96年に開業しましたが、何のツテもないので、顧客開拓をしてみました。そこはサラリーマン経験が役立っているかもしれせん。

―説明がわかりやすいのも、そのせいでしょうか。聞くところではスタッフの方も本を著しているとか。

落合 女性スタッフふたりの共著

で「女性のために女性が書いた決算書の読み方」という本を出版しています。タイトル通りの内容で、わかりやすいと好評でした。

―落合先生が頼もしいスタッフの方々に支えられているのがわかります。ところで「相続」がご専門ですか。

落合 いえ、相続の仕事は全体の売上げの2割ぐらいです。今は企業の業績回復のためのコンサルタント業務が増えています。

―そもそも中小企業というのは、社長のワンマン経営というのが多く、幹部以下、社員が指示待ち体制になっています。この体制で業績が悪くなると、社長は感情的になっても、部下からはいいアイデアも出ず、結局は辞めてしまおうという悪循環に陥ります。そういうことにならないために、私たちはともに「経営会議」をやりたいと提案しています。

―難しいことはいましません。1年間の予算を表にして、毎月の売上げ、原価、固定費を正確に把握してもらうようにしているだけです。それでも、これまで数字を意識してこなかった社員たちにとっては、励みやプレッシャーになるようです。これが一般社員の意識改革を

**「小金持ちのための相続・相続税対策」**  
(高倉孝裕著、大蔵財務協会、1300円)  
 「庶民に相続税は関係ない」と思いがちだが、もしもあなたが伸び盛りの上場株式を持っていたら、「小金持ち」の仲間入り。相続税を意図する必要があるか、自分の財産にどのよう課税されるか、わかりやすく解説している。



**「女性のために女性が書いた決算書の読み方」**  
(今泉幸子、高倉孝裕、高倉全子著、高倉全子事務所監修、中経出版、1280円)  
 決算書について書かれた本はとにかく難しい。そこで、落合会計事務所の女性スタッフが、女性に人気の「三陽商會」や「田崎真珠」などの決算書を例にわかりやすく解説。デキる女になりたい人にオススメ。

